

クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について < 別添2 >

・クラウド型被災者支援システムを新たに導入するに当たっては、システム整備費、利用料及びその他費用が必要となります。

費用内訳		利用パターン	【パターンA】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携する場合 (住民票の写し等のコンビニ交付を併せて実施する場合)	【パターンB】 住基データをクラウド型被災者支援システムと 自動連携しない場合
1.システム整備に必要な費用(導入経費) (初年度のみ)()			10,000千円～15,000千円程度 ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る 特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ)	～数百万円程度
2.整備後に 必要な費用 ()	(1) クラウド型被災者支援 システム利用料 (毎年)		団体基礎額185千円+団体人口比例額(人口×10円/人)	
	(2) コンビニ交付サービスの 運営負担金 (毎年)		350千円/年～9,880千円/年(団体の規模等による) (町村については初年度は0円) ・マイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度導入分のみ (令和6年度まで))	690千円/年～9,880千円/年
	(3) コンビニ等事業者への 委託手数料 (従量課金制)		罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)、 住民票と印鑑証明書の交付枚数(117円/枚) ・後者についてマイナンバーカードの多目的利用に要する経費に係る特別交付税措置(1/2)あり(令和4年度 導入分のみ(令和6年度まで))	罹災証明書の交付枚数(107円/枚)(予定*)
	(4) その他費用		証明書発行機能等の利用料 (住民票と印鑑証明書のコンビニ交付枚数(180円/枚))等	SE支援作業費(CSV作成費用等) 住基ベンダー等に支払う費用等

()、2(1)～(4)について、「令和3年度新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金」の活用も可能。その他地方財政措置についても検討中。
* 団体側で罹災証明書の交付手数料を定め徴収する場合は、117円/枚

・自治体の費用負担の例

< 前提 > 令和4年10月から利用開始をした場合の団体規模別の費用例(2.(3)、2.(4)の費用は含んでおりません。)

【パターンA】

団体規模	令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) >	令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) >
5千人の町村	12,888千円 (うち特交措置は6,385千円程度)	585千円 (うち特交措置はR6まで175千円程度)
1万人の市	11,228千円 (うち特交措置は5,543千円程度)	2,165千円 (うち特交措置はR6まで940千円程度)
3.5万人の市	11,318千円 (うち特交措置は5,525千円程度)	2,755千円 (うち特交措置はR6まで1,111千円程度)
8.5万人の市	9,903千円 (うち特交措置は4,693千円程度)	3,765千円 (うち特交措置はR6まで1,365千円程度)

【パターンB】

団体規模	令和4年度 < 1 + 2.(1) + 2.(2) >	令和5年度～ < 2.(1) + 2.(2) >
5千人の町村	463千円 + 数百万円	925千円
1万人の市	1,253千円 + 数百万円	2,505千円
3.5万人の市	1,378千円 + 数百万円	2,755千円
8.5万人の市	1,883千円 + 数百万円	3,765千円

費用は見込みです。詳細は「< 別添2 > クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」をご覧ください。

クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について

クラウド型被災者支援システムは、市町村の規模別に利用料を設定する予定です。また、市町村での利用パターンに応じて、導入費、運用経費についても変動しますので、それぞれのパターンに対応する表をご確認いただき、導入のご検討をお願いします。

1. クラウド型被災者支援システムの経費

(1) 運営経費【被災者支援システム】(システム利用料)

= 1 団体毎の基礎額：185,000 円 + 人口比例額：人口一人当たり 10 円

- ・人口比例額の考え方については、システム利用団体の前年度の 1 月 1 日時点における住民基本台帳に登録されている人口に基づいて算定します。

団体規模(参考)	算定式	月額(税込)	年間利用料(税込)
70万人の政令市	185,000+(人口:700,000人×10)	598,750円	7,185,000円
40万人の市	185,000+(人口:400,000人×10)	348,750円	4,185,000円
20万人の市	185,000+(人口:200,000人×10)	182,083円	2,185,000円
8.5万人の市	185,000+(人口:85,000人×10)	86,250円	1,035,000円
3.5万人の市	185,000+(人口:35,000人×10)	44,583円	535,000円
1万人の市	185,000+(人口:10,000人×10)	23,750円	285,000円
5千人の町	185,000+(人口:5,000人×10)	19,583円	235,000円

(2) コンビニ等事業者への委託手数料

団体が証明書(罹災証明書)のコンビニ等での発行通数に応じ、コンビニ等事業者に支払う費用

コンビニ等事業者に支払う委託手数料(予定)	
団体が交付手数料を定めていない場合	107 円/通(利用者は端末にて 10 円を支払う)
団体が交付手数料を定めて徴収する場合	117 円/通(利用者は端末にて交付手数料を支払う)

(3) その他の経費

導入経費

- ・機器調達・導入 SI 作業関連費用(住基から自治体基盤クラウド(BCL)にバックアップデータを送付するために必要な既存住基システムの改修やデータを BCL に送付するために必要な連携 AP サーバの構築及び必要なソフトウェアの設定等、BCL を始めるために行う費用全体)
- ・工程試験費用・旅費

(工程試験は原則 J-LIS で実施するため、団体が支払う費用については、検討中)

運営経費

- ・運営負担金(団体が J-LIS に支払う証明書交付センターの運営費やシステム設備等賃借料・保守費などの費用。既にコンビニ交付を実施している団体(約 880 団体)は、新たな負担は発生しません。)
- ・クラウド利用料、委託手数料、団体側でのシステム関連保守費用(新たに自治体基盤クラウドでコンビニ交付を実施する場合)

2. パターン別クラウド型被災者支援システムの導入経費、運用費について

< 団体規模別の経費試算 >

(単位：万円)

A. 自治体基盤クラウド (BCL) に加入し、クラウド型被災者システムを利用する場合

		A(町村) 人口：5千人	B(3万人未満 の市) 人口：1万人	C(3万以上5 万人未満の市) 人口：3.5万人	D(5万以上15 万未満の市・特 別区) 人口：8.5万人	E(15万以上 30万人未満の 市・特別区) 人口：20万人	F(30万人以 上の市・特別 区) 人口：40万人	G(政令市) 人口：70万人
導入経費	①機器調達及び導入SI作業関連費用	1,277	1,032	994	802	1,500※	1,500※	1,500※
	②工程試験費用・旅費	検討中						
運営経費【コンビニ交付】	③運営負担金	0 (令和4年のみ) 35 (令和5年以降)	153 (令和4年のみ) 188 (令和5年以降)	222	273	479	479	785
	④委託手数料	117円/1通×交付通数						
	⑤クラウド利用料	住/印のコンビニ交付通数×180円/1通の従量課金制						
	⑥団体側でのシステム関連保守費用	団体側が別途調達先事業者と契約し、発生する費用						
運営経費【被災者支援システム】	⑦システム利用料 基礎額18.5万円+ 人口比例額 (人口×10円/人)	23.5	28.5	53.5	103.5	218.5	418.5	718.5
	⑧委託手数料	罹災証明書の交付枚数×107円/1通(予定) ※団体側で罹災証明書の交付手数料を定めている場合は1通当たり117円(税込)						
年額 (初年度)		1,300.5	1,213.5	1,269.5	1,178.5	2,197.5	2,397.5	3,003.5
翌年度以降 の年額 (運営経費)		58.5	216.5	275.5	376.5	697.5	897.5	1,503.5

E～Gまでの団体は令和2年度総務省実証事業での調達実績が無いため金額は仮置き

Aのパターンは、自治体基盤クラウド(BCL)に加入することで、住基データのバックアップデータを活用して、住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うとともに、バックアップデータを活用してクラウド型被災者支援システムを利用するものです。自団体でコンビニ交付の仕組みを構築するよりも安価に住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付が開始できるようになります。また、災害発生時には迅速な被災者台帳の整備、罹災証明書のコンビニ交付等が可能になります。

更に令和4年度までに住民票の写し等のコンビニ交付を開始する場合、3年間はコンビニ交付の導入及び運用経費について、特別交付税措置の対象となるため、令和4年度中にBCLに加入すれば、令和6年度までの間、に係る導入経費及びのコンビニ交付に係る運営経費部分について、1/2の措置対象(措置上限額6,000万円)になっております。また、コンビニ交付サービスは、非対面で住民自ら証明書を取得できるサービスであるため、新型コロナウイルス感染症対策として有効であり、国庫予算での臨時交付金「新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金」(令和3年度、措置率10/10)も対象となります。(項目は～が対象)

現在コンビニ交付を導入されていない特に小規模の市町村におかれましては、BCLとクラウド型被災者支援システムを併せて導入するこちらのAパターンを利用して頂くことで、各機能を別々に調達する費用に比べ安価に導入することができますので積極的なご検討をお願いします。

B. バックアップを利用せずにクラウド型被災者支援システムを利用する場合

< 団体規模別の経費試算 >

(単位：万円)

		A(町村) 人口：5千人	B(3万人未満 の市) 人口：1万人	C(3万以上5 万人未満の市) 人口：3.5万人	D(5万以上 15万未満の 市・特別区) 人口：8.5万人	E(15万以上 30万人未満の 市・特別区) 人口：20万人	F(30万人以 上の市・特別 区) 人口：40万人	G(政令市) 人口：70万人
導入経費	①住基データ CSV作成費	別途調達先事業者との調整						
	②テスト費用	別途調達先事業者との調整						
運営経費【罹 災証明書のコ ンビニ交付】	③運営負担金	69	222	222	273	479	479	785
	④委託手数料	不要						
	⑤クラウド利用料	不要						
運営経費【被 災者支援シス テム】	⑥団体側でのシ ステム関連保守 費用	不要						
	⑦システム利用 料 基礎額18.5万円+ 人口比例額 (人口×10円/人)	23.5	28.5	53.5	103.5	218.5	418.5	718.5
	⑧委託手数料	罹災証明書の交付枚数×107円/1通(予定) ※団体側で罹災証明書の交付手数料を定めて徴収する場合は1通当たり117円(税込)						
年額		92.5	250.5	275.5	376.5	697.5	897.5	1,503.5

Bのパターンでは、被災者台帳作成のための住基データをCSVファイルにて連携することで、導入経費を抑え、安価にクラウド型被災者支援システムを導入することが出来ます。なお、住基データCSV作成費やテスト費用については、自治体の住基ベンダ様との別途調整が必要になります。自治体基盤クラウド(BCL)のバックアップデータは、作成しないため、住民票等のコンビニ交付は利用できませんが、罹災証明書のコンビニ交付については、他社システムからの連携含め利用が可能になります。なお、この場合には、Aのパターンでお示した特別交付税措置の対象とはならない点にご留意ください。

コンビニ交付を未導入の団体で、新たにクラウド型被災者支援システムだけを利用される場合は、運営負担金についてお支払い頂く必要がありますが、既にコンビニ交付を導入済みの団体については、コンビニ交付に係る運営負担金を既に負担して頂いているため、新たにクラウド型被災者支援システム導入の際に必要な費用としては、住基データCSV作成費用とテスト費用、クラウド型被災者支援システム利用料と、罹災証明書のコンビニ交付通数に応じた委託手数料のみとなります。

3. 各パターンの機能比較

	Aパターン	Bパターン
住基データのバックアップ	○	×
住民票、印鑑証明のコンビニ交付	○	×
クラウド型被災者支援システムの利用	○	○
罹災証明書のコンビニ交付	○	○

4. 導入を検討されている団体様へ

自団体で既にコンビニ交付を実施されているか否かの確認や、利用パターン等について、ご不明な点がございましたら下記連絡先までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【クラウド型被災者支援システムについての問合せ】

地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部

電話 03-5214-8002 e-mail: rddlg@j-lis.go.jp